

令和 7 (2025) 年度

学習院大学大学院

法学研究科 博士前期課程

試験区分 (一般入試)

入学試験問題

【8】 試験 外国人受験者の学力試験については、別に定める内規によります。

筆記試験	※ 専攻 / 選択科目 試験 9 : 00 ~ 10 : 40	イ) <u>憲法</u> 、国際法、 <u>行政法</u> 、民法、 <u>商法</u> 、刑法、刑事訴訟法、民事訴訟法、 <u>租税法</u> 、労働法、知的財産法、経済法、国際私法、法哲学、英米法、ドイツ法、フランス法のうちから、本研究科において専攻を志望する科目 (専攻科目) と、そのほかに 1 科目、計 2 科目を選択して受験してください (ドイツ法、フランス法は専攻科目としては選択できません)。 ロ) 六法の使用を認める試験科目については、本学備え付けの六法を貸与します。
	※ 語学試験 10 : 50 ~ 12 : 30	イ) <u>英語</u> 、ドイツ語、フランス語のうち、あらかじめ届け出た 1 か国語を受験してください。 ロ) 辞書は、外国語の辞典を各自が持参してください。(電子辞書可)
	面接試験 13 : 30 ~	面接を行います。

※下線の引かれている問題が次頁より綴られています

令和 7 (2025) 年度

学習院大学大学院
法学研究科 博士前期課程

一般入試問題

1 時限目

憲法

1. 解答用紙裏面の使用を認めない。
2. 解答用紙の追加を 1 枚まで認める。
3. 本学備え付け六法の使用を認める。

課 程	博士前期課程	研 究 科	法学研究科	専 攻	法律学専攻	受 験 番 号		フリ ガナ	
氏 名									
試 験 科 目	令和7年度 一般入試 憲 法			備 考	問題用紙(1)			採 点 欄	

(1)(2)にはそれぞれ、ある論点をめぐる二つの見解が示されている。(1)か(2)いずれか一方を選択して、AとBの間で異なる見解をもたらしている論点がいかなるものかを指摘し、当該論点について、AとBを踏まえ、論評しなさい。なお解答用紙には、(1)(2)のどちらを論評対象としたか明記すること。

(1)

A 「…民法が法律婚主義を採用した結果として、婚姻関係から出生した嫡出子と婚姻外の関係から出生した非嫡出子との区別が生じ、親子関係の成立などにつき異なった規律がされ、また、内縁の配偶者には他方の配偶者の相続が認められないなどの差異が生じて、それはやむを得ないところといわなければならない。」

「(嫡出でない子(以下「非嫡出子」という。)の相続分を嫡出である子(以下「嫡出子」という。)の相続分の二分の一と定めた民法900条4号ただし書前段の規定(以下「本件規定」という。Bにおいても同じ。))の立法理由は、法律上の配偶者との間に出生した嫡出子の立場を尊重するとともに、他方、被相続人の子である非嫡出子の立場にも配慮して、非嫡出子に嫡出子の二分の一の法定相続分を認めることにより、非嫡出子を保護しようとしたものであり、法律婚の尊重と非嫡出子の保護の調整を図ったものと解される。これを言い換えれば、民法が法律婚主義を採用している以上、法定相続分は婚姻関係にある配偶者とその子を優遇してこれを定めるが、他方、非嫡出子にも一定の法定相続分を認めてその保護を図ったものであると解される。

現行民法は法律婚主義を採用しているのであるから、右のような本件規定の立法理由にも合理的な根拠があるというべきであり、本件規定が非嫡出子の法定相続分を嫡出子の二分の一としたことが、右立法理由との関連において著しく不合理であり、立法府に与えられた合理的な裁量判断の限界を超えたものということとはできないのであって、本件規定は、合理的理由のない差別とはいえず、憲法14条1項に反するものとはいえない。」

B 「法律婚主義の下においても、嫡出子と嫡出でない子の法定相続分をどのように定めるかということについては、…事柄を総合的に考慮して決せられるべきものであり、また、これらの事柄は時代と共に変遷するものでもあるから、その定め合理性については、個人の尊厳と法の下での平等を定める憲法に照らして不断に検討され、吟味されなければならない。」

「本件規定の合理性に関連する…種々の事柄の変遷等は、その中のいずれか一つを捉えて、件規定による法定相続分の区別を不合理とすべき決定的な理由とし得るものではない。しかし、昭和22年民法改正時から現在に至るまでの間の社会の動向、我が国における家族形態の多様化やこれに伴う国民の意識の変化、諸外国の立法のすう勢及び我が国が批准した条約の内容とこれに基づき設置された委員会からの指摘、嫡出子と嫡出でない子の区別に関わる法制等の変化、更にはこれまでの当審判例における度重なる問題の指摘等を総合的に考察すれば、家族という共同体の中における個人の尊重がより明確に認識されてきたことは明らかであるといえる。そして、法律婚という制度自体は我が国に定着しているとしても、上記のような認識の変化に伴い、上記制度の下で父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、その権利を保障すべきであるという考えが確立されてきているものといえることができる。

以上を総合すれば、…立法府の裁量権を考慮しても、嫡出子と嫡出でない子の法定相続分を区別する合理的な根拠は失われていたというべきである。」

課 程	博士前期課程	研 究 科	法学研究科	専 攻	法律学専攻	受 験 番 号		フ リ ガ ナ	
								氏 名	
試 験 科 目	令和7年度 一般入試			備 考	問題用紙(2)			採 点 欄	
	憲		法						

(2)

A 「放送法4条(以下、条文は本件当時のもの。)は、放送事業者が真実でない事項の放送をしたという理由によって、その放送により権利の侵害を受けた本人又はその直接関係人から、放送のあった日から3か月以内に請求があったときは、放送事業者は、遅滞なくその放送をした事項が真実でないかどうかを調査して、その真実でないことが判明したときは、判明した日から2日以内に、その放送をした放送設備と同等の放送設備により、相当の方法で、訂正又は取消しの放送をしなければならない(1項)、放送事業者がその放送について真実でない事項を発見したときも、前項と同様とする(2項)、前2項の規定は、民法の規定による損害賠償の請求を妨げるものではない(3項)と定めている。」

「右の規定は、放送事業者の放送により権利を侵害された者は、私法上の権利として、その放送のあった日から3か月以内にその放送事業者に対して訂正の放送をすることを求めることができることを規定したものと解するのが相当であり、したがって、放送により権利の侵害があったにもかかわらず、放送事業者が請求を受けても訂正放送に応じない場合には、裁判によりその実現を求めることができるというべきである。」

B 「法4条1項は、真実でない事項の放送について被害者から請求があった場合に、放送事業者に対して訂正放送等を義務付けるものであるが、この請求や義務の性質については、法の全体的な枠組みと趣旨を踏まえて解釈する必要がある。憲法21条が規定する表現の自由の保障の下において、法1条は、『放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること』(1号)、『放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること』(2号)、『放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること』(3号)という三つの原則に従って、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを法の目的とすると規定しており、法2条以下の規定は、この三つの原則を具体化したものといえることができる。法3条は、上記の表現の自由及び放送の自律性の保障の理念を具体化し、『放送番組は、法律に定める権限に基く場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない』として、放送番組編集の自由を規定している。すなわち、別に法律で定める権限に基づく場合でなければ、他からの放送番組編集への関与は許されないのである。法4条1項も、これらの規定を受けたものであって、上記の放送の自律性の保障の理念を踏まえた上で、上記の真実性の保障の理念を具体化するための規定であると解される。そして、このことに加え、法4条1項自体をみても、放送をした事項が真実でないことが放送事業者に判明したときに訂正放送等を行うことを義務付けているだけであって、訂正放送等に関する裁判所の関与を規定していないこと、同項所定の義務違反について罰則が定められていること等を併せ考えると、同項は、真実でない事項の放送がされた場合において、放送内容の真実性の保障及び他からの干渉を排除することによる表現の自由の確保の観点から、放送事業者に対し、自律的に訂正放送等を行うことを国民全体に対する公法上の義務として定めたものであって、被害者に対して訂正放送等を求める私法上の請求権を付与する趣旨の規定ではないと解するのが相当である。前記のとおり、法4条1項は被害者からの訂正放送等の請求について規定しているが、同条2項の規定内容を併せ考えると、これは、同請求を、放送事業者が当該放送の真実性に関する調査及び訂正放送等を行うための端緒と位置付けているものと解するのが相当であって、これをもって、上記の私法上の請求権の根拠と解することはできない。」

(注意)・答案は必ず提出すること。・太線内は必ず記入すること。

學習院大学大学院

課程	博士前期課程	研究科	法学研究科	専攻	法律学専攻	受験番号	フリガナ	
							氏名	
試験科目	2025年度 一般入試 憲 法			備考	解 答 用 紙		採点欄	

5

10

15

- 20

25

- 30

(注意)・答案は必ず提出すること。・太線内は必ず記入すること。

学習院大学大学院

課 程	博士前期課程	研 究 科	法学研究科	専 攻	法律学専攻	受 験 番 号		フリ ガナ	
								氏 名	
試 験 科 目	2025年度 一般入試			備 考	解 答 用 紙	採 点 欄			
	憲	法							

5

10

15

20

25

30

令和 7（2025）年度

学習院大学大学院
法学研究科 博士前期課程

一般入試問題

1 時限目

行政法

1. 解答用紙裏面の使用を認める。
2. 解答用紙の追加を認めない。
3. 本学備え付け六法の使用を認める。

(注意)・答案は必ず提出すること。・太線内は必ず記入すること。

学習院大学大学院

課 程	博士前期課程	研 究 科	法学研究科	専 攻	法律学専攻	受 験 番 号	フリ ガナ	
							氏 名	
試 験 科 目	令和7年度 一般入試			備 考	問題用紙(1)		採 点 欄	
	行	政	法					

2025年度法学研究科博士前期課程一般入試 行政法

設問1 以下の二つの問題から1問だけ選択して論じなさい。

1. 比例原則について、裁量統制において果たす役割も含めて、詳しく説明しなさい。
2. 行政手続法が定める理由提示の意義、提示すべき理由の内容・程度、理由提示の瑕疵の効果について論じなさい。

設問2 最判平成12年3月17日判例時報1708号62頁(以下「平成12年判決」という。)は、下記のように判示して、墓地から300メートル以内に居住する住民は、「墓地、埋葬等に関する法律」(以下「墓埋法」という。)10条1項に基づいて大阪府知事のした墓地の経営許可の取消しを求める原告適格を有さない、と結論した。平成12年判決について、行政事件訴訟法9条2項、学説、判例を踏まえて論評しなさい。

「墓地、埋葬等に関する法律(以下「法」という。)10条1項は、墓地、納骨堂又は火葬場(以下「墓地等」という。)を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない旨規定するのみで、右許可の要件について特に規定していない。これは、墓地等の経営が、高度の公益性を有するとともに、国民の風俗習慣、宗教活動、各地方の地理的条件等に依存する面を有し、一律的な基準による規制になじみ難いことにかんがみ、墓地等の経営に関する許否の判断を都道府県知事の広範な裁量にゆだねる趣旨に出たものであって、法は、墓地等の管理及び埋葬等が国民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われることを目的とする法の趣旨に従い、都道府県知事が、公益的見地から、墓地等の経営の許可に関する許否の判断を行うことを予定しているものと解される。法10条1項自体が当該墓地等の周辺に居住する者個々人の個別的利益をも保護することを目的としているものとは解し難い。また、大阪府墓地等の経営の許可等に関する条例(昭和60年大阪府条例第3号)7条1号は、墓地及び火葬場の設置場所の基準として、「住宅、学校、病院、事務所、店舗その他これらに類する施設の敷地から三百メートル以上離れていること。ただし、知事が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。」と規定している。しかし、同号は、その周辺に墓地及び火葬場を設置することが制限されるべき施設を住宅、事務所、店舗を含めて広く規定しており、その制限の解除は専ら公益的見地から行われるものとされていることにかんがみれば、同号がある特定の施設に着目して当該施設の設置者の個別的利益を特に保護しようとする趣旨を含むものとは解し難い。」

(注意)・答案は必ず提出すること。・太線内は必ず記入すること。

学習院大学大学院

課程	博士前期課程	研究科	法学研究科	専攻	法学専攻	受験番号		フリガナ	
								氏名	
試験科目	令和7年度 一般入試			備考	問題用紙(2)			採点欄	
	行政法								

参考

墓地、埋葬等に関する法律

第1条 この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。

第10条 墓地、納骨堂又は火葬場を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。

大阪府墓地等の經營の許可等に関する条例(昭和60年大阪府条例第3号)

第7条1号

墓地及び火葬場は、「住宅、学校、病院、事務所、店舗その他これらに類する施設の敷地から300メートル以上離れていること。ただし、知事が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。」(下線部出題者挿入、太字出題者強調)

(注意)・答案は必ず提出すること。・太線内は必ず記入すること。

學習院大学大学院

課 程	博士前期課程	研 究 科	法学研究科	専 攻	法律学専攻	受験番号		フリガナ	
							氏名		
試験科目	2025年度 一般入試 行 政 法			備 考	解 答 用 紙		採点欄		

[illegible]

Blank lined paper with horizontal ruling lines.

5

10

15

20

25

30

35

40

令和 7（2025）年度

学習院大学大学院
法学研究科 博士前期課程

一般入試問題

1 時限目

商法

1. 解答用紙裏面の使用を認める。
2. 解答用紙の追加を認めない。
3. 本学備え付け六法の使用を認める。

(注意)・答案は必ず提出すること。・太線内は必ず記入すること。

学習院大学大学院

課程	博士前期課程	研究科	法学研究科	専攻	法律学専攻	受験番号		フリガナ	
								氏名	
試験科目	令和7年度 一般入試			備考	問題用紙			採点欄	
	商		法						

2025年度 法学研究科博士前期課程

「商法」

【問題】

A株式会社は、東京証券取引所のプライム市場にその株式を上場している株式会社である。なお、A社は、1種類の株式(普通株式)しか発行しておらず、種類株式発行会社ではない。いわゆるアクティビストと呼ばれ、取得した株式を通じて会社経営に積極的に介入することを業務とするBファンドは、A社の株式を買い集め、A社の発行済株式総数の約25%を取得するにいたった。

そのような状況の下で、A社は、MBO (Management Buy Out)を行い、A社の現在の経営者と従業員の有志が、A社の全株式を最終的に取得することによってA社を非上場化することを計画した(以下「本件MBO」という)。本件MBOに賛同するA社の経営者と従業員は、本件MBOを実行するために、買収を目的とする特別目的会社であるC株式会社を設立した。C社は、金融機関からの融資も得て、株式公開買付けによって、A社の発行済株式総数の約70%を取得した。Bファンドは、この株式公開買付けには応募しなかった。

このとき、次の【小問1】～【小問4】に答えなさい。

【小問1】

A社の一部の経営者と従業員が、本件MBOを実施する目的は、何であると考えられるか。考えられる目的を、そのメリットとデメリットに触れながら、論じなさい。

【小問2】

現在、A社には、約70%を保有するC社のほか、公開買付けに応募しなかった約25%を保有するBとあわせて約5%を保有する一般株主が存在している。公開買付けに応募しなかったBと一般株主をA社から完全に締め出し、C社がA社の唯一の株主になるためには、A社は、会社法におけるどのような制度を利用することが考えられるか。考えられる制度を2つ挙げて簡潔にその仕組みを説明しなさい。

【小問3】

【小問2】で回答した2つの方法によって、A社から公開買付けに応募しなかったBと一般株主が締め出される場合において、締め出される株主または締め出された株主に対し、会社法は、それぞれどのような法的保護を与えているか、簡潔に述べなさい。

【小問4】

【小問2】で回答した方法によって、A社から公開買付けに応募しなかったBと一般株主を強制的に締め出す場合において、締め出される株主または締め出された株主から、【小問3】で回答したさまざまな法的救済を求められ、本件MBOが頓挫したり、あるいは、想定外の費用と時間がかかったりすることを回避するために、A社は、どのような点に留意し、どのような措置を講じて本件MBOを実施することが望ましいと考えられるか、論じなさい。

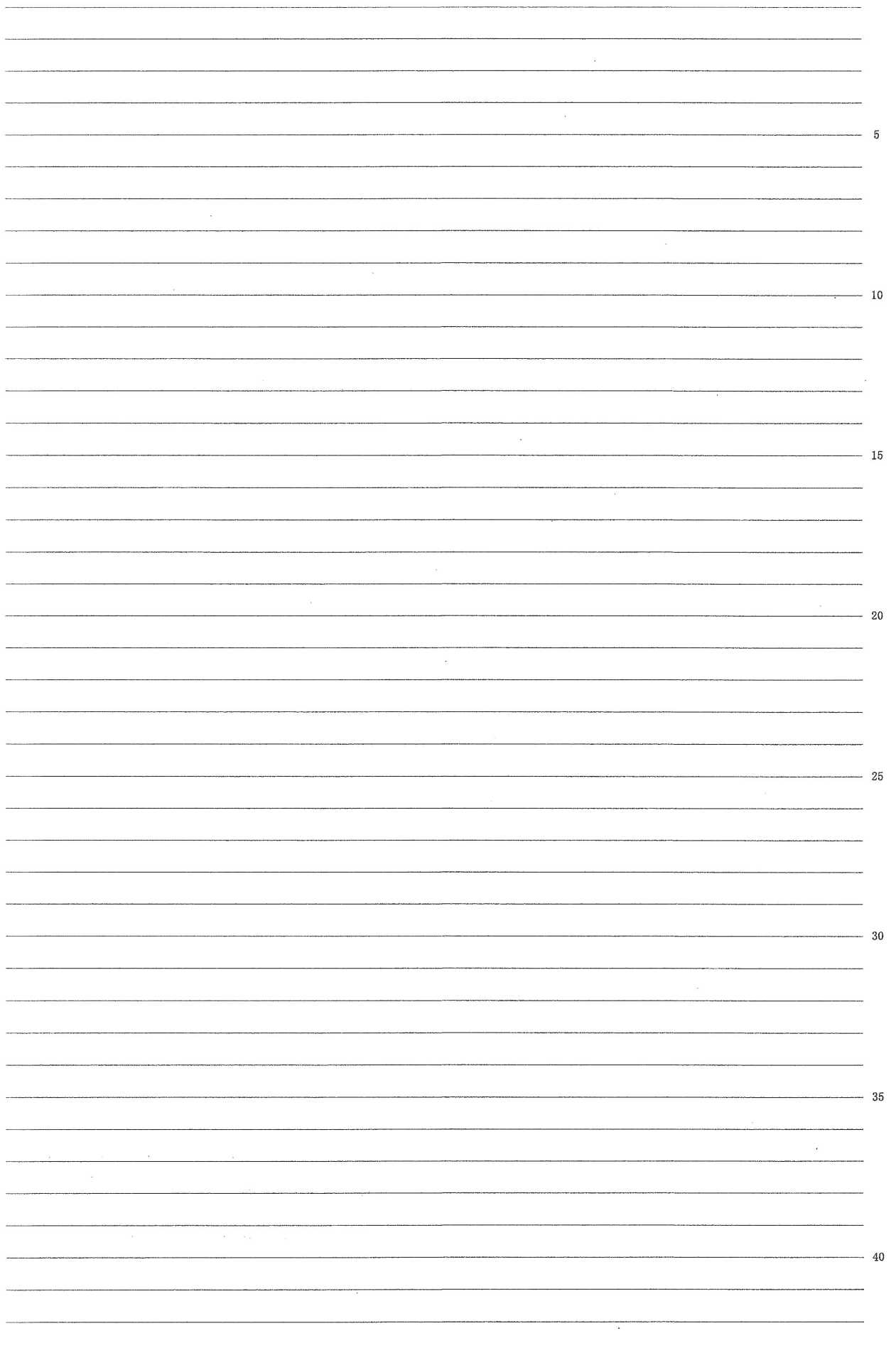
以上

(注意)・答案は必ず提出すること。・太線内は必ず記入すること。

學習院大學大学院

課程	博士前期課程	研究科	法学研究科	専攻	法律学専攻	受験番号		フリガナ	
								氏名	
試験科目	2025年度 一般入試 商 法			備考	解 答 用 紙			採点欄	

This image shows a single page of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.



令和 7 (2025) 年度

学習院大学大学院
法学研究科 博士前期課程

一般入試問題

1 時限目

租税法

1. 解答用紙裏面の使用を認める。
2. 解答用紙の追加を認めない。
3. 本学備え付け六法の使用を認める。

(注意)・答案は必ず提出すること。・太線内は必ず記入すること。

学習院大学大学院

課程	博士前期課程	研究科	法学研究科	専攻	法律学専攻	受験番号		フリガナ	
								氏名	
試験科目	令和7年度 一般入試			備考	問題用紙			採点欄	
	租	税	法						

※解答する順序は問わないが、いずれの問題について解答しているか、明確にわかるようにせよ。

第1問 以下の事実関係に基づいて下記の設問に答えよ。なお、租税特別措置法は無視せよ。

内国法人Aは、2015年1月に内国法人Bから当時の時価である5億円で買い受けた土地甲を、2024年1月に、Aがその発行済株式総数の67%を保有する内国法人Cに対して4億円で売却した（以下「本件売却1」という）。本件売却1当時の土地甲の時価は8億円であった。

設問1 本件売却1に関するA、Cそれぞれの法人税法上の取扱いについて論ぜよ。

第2問 OECDの包括的枠組み（Inclusive Framework）で2021年10月に合意され、同年12月にモデルルールが公表されたGloBEルールに関する次の設問に答えよ。

設問1 IIR, UTPR, QDMTT, QRTC, CE, ETR, STTRの英語での正式名称を挙げた上で、それぞれの内容に言及しながら、Pillar 2の仕組みについて説明せよ。

設問2 日本に本社を置く多国籍企業は、Pillar 2との関係で日本においてどのような法的紛争に直面する可能性があるか具体例を挙げて論ぜよ。

(注意) ・答案は必ず提出すること。 ・太線内は必ず記入すること。

学習院大学大学院

課 程	博士前期課程	研 究 科	法学研究科	専 攻	法律学専攻	受 験 番 号		フ リ ガ ナ	
								氏 名	
試 験 科 目	2025年度 一般入試 租 税 法			備 考	解 答 用 紙			採 点 欄	

	5
	10
	15
	20
	25
	30

Handwriting practice lines with numerical markers on the right side.

5

10

15

20

25

30

35

40